

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良県病院協会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県病院協会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	9 単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kango.narahpa.or.jp/?page_id=2934

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	奈良県病院協会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県病院協会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	在学生がより良い教育ができるよう、教育機関として常に学校運営、教育活動の改善に努め、教育の資質の向上と保証を図る。 (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること (2) 自己評価の評価基準項目に関すること (3) 自己評価報告書の作成に関すること (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること (5) 自己評価結果の公表に関すること (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること 自己評価委員会で審議し、学校評価委員会に報告する。その意見を聴き、尊重し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
看護師	2024. 6. 4 ～ 2026. 6. 30	卒業生
看護師	2024. 6. 4 ～ 2026. 6. 30	実習施設等の看護管理者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良県病院協会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県病院協会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 次年度の講師依頼は、今年度10月ぐらいから依頼し、決定し次第シラバスを3月末までに提出依頼をする 4月の始めに冊子を作成し、始講日に学生に配付する 来校の上所定の手続きにより開示する											
授業計画書の公表方法	学生の手引きを学生に配付及びホームページにて公開 https://kango.narahpa.or.jp/?page_id=2934										
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則 第5章 学業の評価及び卒業等 (成績評価及び単位認定) 授業科目の評価は、授業科目毎に出席すべき時間数の3分の2以上出席した学生について、学科試験及び実習の成績により行う <table> <tr> <td>100点を満点とし</td><td></td></tr> <tr> <td>80点以上</td><td>優</td></tr> <tr> <td>70点以上80点未満</td><td>良</td></tr> <tr> <td>60点以上70点未満</td><td>可</td></tr> <tr> <td>60点未満</td><td>不可</td></tr> </table> 単位認定は、授業科目及び出席状況の評価をもって行う		100点を満点とし		80点以上	優	70点以上80点未満	良	60点以上70点未満	可	60点未満	不可
100点を満点とし											
80点以上	優										
70点以上80点未満	良										
60点以上70点未満	可										
60点未満	不可										

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出し、成績の分布を把握する

客観的な指標の
算出方法の公表方法

ホームページにて公開
https://kango.narahpa.or.jp/?page_id=2934

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定（専門士授与）の方針（ディプロマポリシー）

本校の教育理念と目標を達成するために、専門的知識・技術及び豊かな感性と人間性を備え、地域の保健・医療・福祉の向上に寄与することができる学生に卒業を認定する

本校に所定の期間在学し、履修規程に定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得するとともに、卒業認定の要件を満たした学生について運営会議の議を経て専門士の称号を付与する

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学生便覧にて学生に配布
来校の上所定の手続きにより閲覧できる

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良県病院協会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県病院協会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページにて公開 http://www.narahpa.or.jp/finance
収支計算書又は損益計算書	来校の上、所定の手続きにより閲覧できる
財産目録	
事業報告書	来校の上、所定の手続きにより閲覧できる
監事による監査報告（書）	来校の上、所定の手続きにより閲覧できる

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授 業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	102 単位	72 単位	7 単位	23 単位	0 単位	0 単位
			102 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		110人	0人	10人	106人	116人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 次年度の講師依頼は、今年度10月位から行い、決定し次第シラバスを3月末までに提出依頼をする。4月の始めに冊子を作成し、始講日に配付する
成績評価の基準・方法
（概要） 学則 授業科目の評価は授業科目毎に出席すべき時間数の3分の2以上出席した学生について学科試験及び実習の成績により行う 80点以上 優 70点以上80点未満 良 60点以上70点未満 可 60点未満 不可 単位認定は授業科目及び出席状況の評価をもって行う

卒業・進級の認定基準
(概要)
所定の期間在学し、履修規程に定められた授業科目を履修し、全単位を修得するとともに出席日数が3分の2以上の要件を満たした学生について、運営会議の議を経て、専門士の称号を付与する
学修支援等
(概要)
・奈良県病院協会加盟病院奨学金制度 ・奈良県看護師等修学支援制度 ・日本学生支援機構奨学金制度 ・高等教育修学支援制度 ・心理カウンセリング ・必要に応じて個別相談 など

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
42人 (100%)	0人 (0.0%)	42人 (100.0%)	0人 (0.0%)
(主な就職、業界等)			
奈良県内の病院等			
(就職指導内容)			
奨学金説明会、個別相談、就職案内パンフレット等閲覧場所設置			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
・専門士 ・看護師国家試験受験資格 ・保健師・助産師養成課程受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118人	6人	5.1%
(中途退学の主な理由)		
・進路変更 ・自己都合		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
・心理カウンセリング ・個人面談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	300,000円	660,000円	600,000円	500,000円施設設備整備協力費（入学時） 100,000円実習費（年間）
#REF!				
修学支援（任意記載事項）				
・奈良県病院協会加盟病院奨学金 ・奈良県看護師等修学資金 ・日本学生支援機構奨学金 ・高等教育修学支援新制度 ・専門実践教育訓練給付金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）		
ホームページにて公開 https://kango.narahpa.or.jp/?page_id=1914		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用する。 主な評価項目は、教育理念・目的、教育目標、教育過程経営、教授・学習・評価過程、経営管理過程、入学、卒業・就業・進学、地域社会/国際交流、研究とする ・評価委員会の構成は、学校長が選任し、本校卒業生2名、実習施設等の看護管理者2名、高等学校長（又はその関係者）1名、看護教育関係者1名、就職先看護部長2名、大学関係者（経営担当）1名の計9名とし、任期は2年とする。 ・教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上の継続に努める。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	卒業生
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	卒業生
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	実習施設等の看護管理者
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	実習施設等の看護管理者
大学勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	高等学校長経験者

病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	～ 元看護教育経験者
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	～ 就職先看護部長
病院勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	～ 就職先看護部長
大学勤務	2024. 6. 4 2026. 6. 30	～ 大学事務局課長 (教育担当)
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページにて公開 https://kango.narahpa.or.jp/?page_id=1914		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
ホームページにて公開 https://kango.narahpa.or.jp/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良県病院協会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県病院協会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

			前半期		後半期		年間	
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。			17人	(0人)	19人	－	19人	－
内 訳	第Ⅰ区分		12人		12人			
		(うち多子世帯)	(0人)		(0人)			
	第Ⅱ区分		－		－			
		(うち多子世帯)	(0人)		(0人)			
	第Ⅲ区分		－		－			
		(うち多子世帯)	(0人)		(0人)			
	第Ⅳ区分（理工農）		0人		0人			
	第Ⅳ区分（多子世帯）		0人		－			
	区分外（多子世帯）		0人		0人			
家計急変による 支援対象者（年間）							0人	(0人)
合計（年間）							19人	－
(備考)								

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人		
出席率が「廃止」の基準に該当又は 学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	—		

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が「警告」の基準に該当又は 学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。